

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月14日
【会社名】	マーチャント・バンカーズ株式会社
【英訳名】	MBK Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 一木 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	(03)5224-4900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務経理部長 高崎 正年
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	(03)5224-4900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務経理部長 高崎 正年
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年3月14日(火)開催の取締役会決議により行うものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	200,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	200,000,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。
2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 現物出資の対象となる財産の内容は、B T Cボックス株式会社(住所: 東京都中央区京橋1-6-6ハラダビル4階、代表者: 張店。以下、「B T C社」といいます。)普通株式100株であり、その価額は200,000,000円となります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
500		100株	平成29年3月30日(木)		平成29年3月30日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込の方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先と総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるB T C社の普通株式を当社に譲り渡すものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行わないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	1,400,000	

(注) 1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、株式価値算定費用並びに諸書類作成支援費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	張 店
住所	横浜市鶴見区
職業の内容	BTCボックス株式会社 代表取締役 (所在地：東京都中央区京橋1-6-6ハラダビル 4階)

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

平成29年2月20日付「BTCボックス株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」で開示させて頂きました事項につき、当社は、平成29年3月14日開催の取締役会において、BTC社との基本合意に基づく資本業務提携契約の締結およびこれに伴うBTC社株主（張店氏、以下「本件売主」という。）からのBTC社株式の現物出資による株式の取得を承認するとともに、当該株式取得の対価の支払いのため第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(資本業務提携の目的および理由)

BTC社は、「BTCBOX」の名称でビットコインをはじめとした仮想通貨を取り扱う取引所の運営会社です。仮想通貨の黎明期である平成26年3月に設立されて以降、平成26年4月からビットコイン取引所である「BTCBOX」を運営しています。BTC社は応用可能なブロックチェーンの根幹技術を保有しており、これまで2年以上の運営において無事故で維持するなど、技術力や運営の水準も高く、国内でも1日2～3万ビットコインの取引量があるビットコイン取引所で取引高が国内第2位の運営会社です。

仮想通貨は、近年、決済手段として、あるいは、投資対象として非常に注目を集めております。当社は、投資会社として国内のみならず海外において不動産や企業、事業に対する投融資を行うとともに、ホテルを中心に商業施設の運営を行っており、こうした不動産や投融資を含む金融業または商業施設運営への仮想通貨による決済等の展

開をワールドワイドに展開を行うべく、有力な仮想通貨事業を行う戦略的パートナーを模索してまいりました。

戦略的パートナーであるBTC社にとっても、当社のこれまでで行ってきた投資業、不動産業における長年の知見や、上場会社の経営管理を活用することで、仮想通貨取引業者に義務付けられる規制に対する内部体制の強化が実現できることや、新たな戦略的パートナーの出資や業務提携など、外部施策の強化といった総合的な企業経営に対するサポートを期待しているとのことです。

当社としては、後記(BTC社株式の取得の方法)に記載のとおり、BTC社現経営陣に対し、当社株式を割当てることにより、当社グループ価値の向上に向けた価値観を共有することで、ワールドワイドな成長分野である仮想通貨事業に取り組むBTC社の、内部、外部の体制を強化し、収益力や企業価値を向上させ、将来的に持株比率を高め、当社グループへの寄与が高まることを期待しているところであります。

(業務提携の内容)

当社のノウハウやビジネスリソースを活かし、BTC社の内部体制の強化と、金融機関等の外部からの事業上・資金上の協力体制を構築し、BTC社の事業基盤の強化をはかってまいります。

当社のビジネスリソースを活かし、海外(香港、フィリピン、オーストラリア含むアジア諸国)に、BTC社の運営する仮想通貨取引所を展開し、そのネットワークを構築及び活用し、仮想通貨による決済や送金のサービスを開発、提供してまいります。

(BTC社株式の取得の方法)

当社は、本件売主との間で、平成29年3月30日付にて締結する予定の株式引受契約に基づき、本件売主が保有するBTC社の発行済株式数の14.8%(小数点以下第二位を切捨て。)にあたる株式を譲り受ける予定であります。なお、取得する株式価額の支払いに関しては、本件売主との協議の結果、BTC社の株式の現物出資を引受対価とする自己株式の処分によるものとする予定です。

(処分の目的及び理由)

当社は、前記(BTC社株式の取得の方法)に記載のとおり、BTC社の発行済株式の14.8%にあたる100株を、BTC社株主から譲り受けますが、この取得対価につき、本件売主である割当予定先と協議した結果、割当予定先を対象とする第三者割当の方法による自己株式処分を行うこととしたものであります。

当社は、資本政策の柔軟性、機動性を確保することを可能とするために取得した自己株式を平成29年3月14日現在413,649株保有しております。資本業務提携は、当社グループ価値の向上に向けた施策の一環であり、当社は、平成29年4月より、グローバル市場に提供する仮想通貨による決済ソリューションの展開を検討していくため、相乗効果が見込めるBTC社との本業務提携の検討を続けてまいりました。両社における検討の結果、本件株式取得に至り、本件売主に対し、BTC社の普通株式を取得対価として自己株式を割り当てる旨を提案し交渉した結果、張店氏から同意が得られたため、割当予定先に対し第三者割当による自己株式の処分を行うことを合意いたしました。本件自己株式処分は資本効率の向上を目的として取得してまいりました自己株式を今後の大きな成長が見込める仮想通貨を活用した新たなサービス提供のために活用するものであります。

なお、本件自己株式処分の対価として割当予定先が保有するBTC社の普通株式を現物出資としたのは、手続きを効率的に行うためであり、割当予定先と協議し決定いたしました。

BTC社株式の評価額については、「3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」(BTC社株式の価値の算定)」をご参照ください。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 400,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本件自己株式処分により取得する株式を中長期的に保有する意向であることを伺っております。

なお、当社は割当予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が保有するBTC社株式の現物出資による払込みのため、該当事項はありません。

なお、割当予定先のBTC社株式の保有状況をBTC社の平成29年3月10日現在の株主名簿をもったの確認を実施することで、払込に要する財産の所在確認を行っております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先の張店氏の実態について、株式会社J P リサーチ & コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、割当予定先並びに割当予定先が代表取締役を務めるBTC社並びにBTC社のその他の役員につき、反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係の有していないと判断しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

発行価額は、本件自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（平成29年3月13日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値539円を基準とし、かかる値から7.2%のディスカウントである500円（円未満四捨五入）といたしました。

当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日（平成29年3月13日）の終値である539円に対しては7.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成29年2月14日から平成29年3月13日まで）の終値の平均値である535円（円未満四捨五入）に対しては6.5%のディスカウント、同直前3ヶ月間（平成28年12月14日から平成29年3月13日まで）の終値の平均値である394円（円未満四捨五入）に対しては26.9%のプレミアム、同直前6ヶ月間（平成28年9月14日から平成29年3月13日まで）の終値の平均値である388円（円未満四捨五入）に対しては28.9%のプレミアムとなります。

基準となる価格を本取締役会決議日の直前営業日の終値といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、発行価額として合理的であると考えたためです。さらに、最近の当社の株価が大きく変動していること、BTC社との資本業務提携の推進による中長期的な企業価値等を総合的に勘案し、BTC社と協議の上、7.2%のディスカウントとすることを決定いたしました。

上記発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであることから、当社は本第三者割当が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断しております。また、本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役3名全員から、上記の算定根拠に基づく発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(BTC社株式の価値の算定)

BTC社の普通株式の株式価値（当社の取得するBTC社株式100株の価値）200,000,000円の算定においては、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「TFA社」といいます。）に対し、価値算定を依頼し、平成29年3月1日付で株式価値算定書を取得しております。

TFA社は、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、BTC社普通株式の価値を算定しています。DCF法では、BTC社の平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮しBTC社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてBTC社の企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を192万円～235万円と算定しております。

当社はTFA社によるBTC社の株式価値の算定結果を参考に、BTC社の株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本件売主と慎重に協議を重ねた結果、1株当たりの価値について2,000,000円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本件自己株式処分にかかる処分株数400,000株（議決権4,000個）は、平成28年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数27,117,556株に対して1.48%（議決権総数266,791個に対する割合1.50%）に相当し、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値向上に資するものと考えており、本件自己株式処分に係る処分株式数および株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
トータルネットワークホールディングスリミテッド（常任代理人 東洋証券株式会社）	（常任代理人） 東京都中央区八丁堀 4 丁目7-1	6,792	25.46%	6,792	25.09%
アートポートインベスト株式会社	東京都港区西麻布 1 丁目4-20	5,028	18.85%	5,028	18.57%
株式会社 J & K	東京都中野区中野 3 丁目23-19	3,584	13.44%	3,584	13.24%
古川 令治	東京都江東区	3,275	12.28%	3,275	12.09%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番10号	969	3.63%	969	3.58%
株式会社 J K M T ファイナンス	神奈川県横浜市青葉区美しが丘 5 丁目14-6 はづきビル401	823	3.08%	823	3.04%
張 店	横浜市鶴見区			400	1.48%
株式会社ぼると	東京都福生市北田園 2 丁目1-3 エトワール B 201	297	1.12%	297	1.10%
有限会社ケイ・アイ・シー	東京都杉並区浜田山 2 丁目9-2	250	0.94%	250	0.92%
ザ バンクオブ ニューヨーク ジャスティック ノンブリーチーアカウント（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	（常任代理人） 東京都港区港南 2 丁目15-1品川インターシティ A 棟	201	0.76%	201	0.75%
バンクオブイーストアジアノミニーズリミテッド（常任代理人 株式会社三井住友銀行）	（常任代理人） 東京都千代田区丸の内 1 丁目3-2	162	0.61%		
計		21,385	80.16%	21,785	80.45%

（注）1．所有株式数につきましては、平成28年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2．総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数27,117,556株（議決権数266,791個）をもとに算出しております。

3．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成28年9月30日現在の総議決権数（266,791個）に本自己株式処分により増加する議決権数（4,000個）を加えた数で除して算出しております。

4．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期）及び四半期報告書（第93期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年3月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期事業年度）の提出日（平成28年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年3月14日）までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成28年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成28年6月28日開催の第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部追加する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、一木茂、副島良太、高崎正年、山路敏之及び小貫英樹の5氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、家形博氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役として、岩隈春生氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個) (注)3	反対(個) (注)3	棄権(個) (注)3	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)3
第1号議案	214,520	-	-	(注)1	可決(99.84%)
第2号議案				(注)2	
一木 茂	213,491	-	-		可決(99.36%)
副島 良太	213,489	-	-		可決(99.36%)
高崎 正年	213,490	-	-		可決(99.36%)
山路 敏之	213,491	-	-		可決(99.36%)
小貫 英樹	213,496	-	-		可決(99.37%)
第3号議案				(注)2	
家形 博	213,525	-	-		可決(99.38%)
第4号議案				(注)2	
岩隈 春生	213,531	-	-		可決(99.38%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成29年3月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日月日

平成28年11月1日

(2) 当該事象の内容

当社は平成28年10月11日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である旭工業株式会社の全株式及び当保有の旭工業株式会社へ賃貸しております東京都青梅市の工場の土地・建物について、株式会社日阪製作所に譲渡することを決議し同日付で譲渡契約を締結し、平成28年11月1日に譲渡を実行いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年3月期第3四半期の連結決算に係る会社株式売却益196百万円を特別利益として計上し、また固定資産売却損10百万円を特別損失として計上しております。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第92期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年3月14日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年6月29日～ 平成29年3月14日	2,500	27,117,556	301	2,701,272	301	270,301

（注） 新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第92期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第93期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	茂
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	児玉	秀康
--------------------	-------	----	----

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月13日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。